

第 14 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成 30 年 9 月 25 日（火）午前 9 時 30 分から 10 時
2. 開催場所 研修センター 2 階大会議室

3. 出席委員

会長	5 番	石堂	かよ子			
会長職務代理者	9 番	西田	三郎			
農業委員	1 番	古市	道則	2 番	中里	安男
	3 番	池亀	昭次	4 番	牛野	進一郎
	6 番	小山	重和	7 番	河野	律雄
	8 番	寺田	誠	10 番	西田	暁
	11 番	高田	照美			

農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	片板	大作	ロ.	柳田	和則
ハ.	中峯	哲義	ニ.	小脇	浩一
ホ.	高田	正一	ヘ.	中島	一三
ト.	雨田	俊孝			

4. 欠席委員

農業委員

農地利用最適化推進委員（順不同）

チ. 小山 幸良

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案協議

議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 30 年度第 14 号農用地利用集積計画書（案）に対する意見決定について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について

議案第 4 号 農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地に該当しないことの判断について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	古市 義朗
農地振興係長	戸川 修一郎
農地振興係主任	日高 隆一郎

7. 会議の概要

事務局 開会の前に、本日欠席の届が会長に出ておりますので報告いたします。
(農地利用最適化推進委員のうち) 小山 幸良 推進委員が欠席であります。

事務局 それでは、本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第6条により成立していることを報告いたします。

議長 ただいまから、第14回農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり。)

議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号 7番、河野律雄 委員。9番、西田 三郎 委員を指名します。

議長 日程第2、(議案協議) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成30年度第14号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について、を議題といたします。

議長 それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いいたします。戸川係長。
事務局 資料は2ページをお開きください。

議案第1号は農用地利用集積計画の承認について、平成30年9月28日を公告日とする農用地利用集積計画(賃借権1件・所有権移転1件)を定めたいので、承認を求めるものです。

資料は3ページをお開きください。

賃借権の設定です。

公告日は平成30年9月28日で、期間の始期を平成30年10月1日から終期が平成40年9月30日の10年間存続で、田 ●●㎡ の1件です。

利用権を設定する者、受ける者の数共に各1名であり、そのうち更新分も共に各1名です。

資料は4ページをお開きください。計画内訳書について説明いたします。

利用権を設定する者は、中種子町○○××番地 A・81歳。

土地の所在は、○○字△△××番、登記及び現況地目は 田 ●●㎡、外に田が9筆で面積合計は ●●㎡、賃借料は10アール当り○○円の現金支払いとなります。借受予定者については1名で、南種子町○○××番地 B・

56歳。経営面積は●●㎡です。

なお、個別資料として集成図を5ページに添付してありますのでお目通しください。

場所は、県道沿いライスセンター向かい側に9筆と、少し先に行ったところの右手に1筆ありますので、お目通し願います。

利用権の設定を受ける者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

資料は7ページをお開きください。農地利用集積計画総括表の所有権移転に関する事柄です。

公告年月日は平成30年9月28日、対価支払年月日及び引渡時期は平成30年10月15日の1件です。登記及び現況地目は畑で、所有権移転をする者、受ける者の数は各1名です。

資料は8ページをお開きください。計画内訳書の説明を行います。

所有権移転をする者は、鹿児島市○○××番 C・77歳です。所有権移転を受ける者は、公益財団法人鹿児島県地域振興公社です。

土地の所在は、南種子町○○字△△××番、畑 ●●㎡、××番、畑 ●●㎡、××番、畑 ●●㎡、××番、畑 ●●㎡、計4筆の面積合計 ●●㎡です。耕作する作物名は甘藷で、売買対価は○○円です。

なお、この件の買受予定者は、D 代表取締役 E で、昨年度に引き続き2年越しの売買となります。

また、個別資料として地域振興公社に提出する計画内訳書を8ページに、また9ページには所有権を移転する土地の集成図を添付してありますのでお目通しください。

以上、議案第1号の農地利用集積計画について承認を求めるものであります。

よろしく願いいたします。説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第1号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請（委員会許可）について、譲渡人・F、譲受人・Gを議題にします。

それでは、事務局より議案第2号の説明をお願いいたします。日高主任。

事務局

11 ページをお開きください。

議案第 2 号は、農地法第 3 条の規定による許可申請について、審査を求めるもので、所有権の移転が 1 件です。資料を読み上げます。

整理番号 1 番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 F。譲受人が、南種子町〇〇××番地 G です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 田、地積は ●●m²。

ほかに同字に 2 筆、字△△に 1 筆の合計で 4 筆。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、12 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は 13 ページから添付しています。

この件につきましては、7 月 10 日の現地調査により耕作等について確認しております。以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を私の方からいたします。

5 番委員

7 月 10 日に現地調査をいたしました。この時、確かに耕作されておりました。

9 月の案件に及んだということについては、色々説明があろうかと思いますが、〇〇地区全体が構造改善事業に入っておりまして、その関係で書類手続きが延びまして今月に至った訳ですけれども、この F さんは、先月も H さんの案件が出ましたけれども、あの方は△△の H さんで、今月の方は、△△の F さんで、I さんの奥さんでございます。

F さんの方が、他の人に農地を譲ることは出来ないということで、G さん、従兄になりますが、〇〇家として G さんが受け継いだ訳でございます。G さんは、確かに農業をやっておりましてバリバリ元気でございます。問題はないものと思われまます。以上です。

議長

説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長

質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長

異議がないようですので、議案第 2 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第 2 号については原案のとおり決定いたしました。

議長

議案第 3 号 農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について、申請人・J を議題にします。

それでは事務局より、議案第 3 号の説明をお願いいたします。日高主任。

事務局

19 ページをお開きください。

議案第3号は、農地法第2条第1項の規定にある農地でない旨の証明について審査を求めるもので、1件です。資料を読み上げます。

整理番号1番。申請人及び所有者は、南種子町〇〇××番地の J。

土地の所在は、〇〇字△△××番。登記及び農地台帳上の地目は 畑、現況地目は 牧場。地積は ●●㎡ です。

変更年月日については、昭和 50 年頃です。

現況といたしまして、『当該申請地では、私の父の代（昭和 50 年頃）で既に畜舎を建築し畜産業を営んでおり、それを私が譲り受け増築等を行ってきました。以降、申請地一帯を畜産業に関わる目的で利用しており、現在に至っております。』とのことです。

参考資料は 20 ページから添付していますのでお目通しをお願いします。

以上の内容につきましては、9月10日の現地調査において、相違ないことを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号1番、小山委員。

6番委員

資料 22 ページをお開きください。この地図に基づいてお話をさせていただきます。

詳しいことは、今事務局から説明がありました。私からは簡単に補足説明します。

申請者の J 氏は、現在生産牛 〇〇頭、子牛 〇〇頭を飼育している大型農家です。

今回の申請地の、●●㎡ の土地の利用状況についてですが、先ほど話したように9月10日に局長・農地部長を含めた6名で現地調査をしました。私も9月4日と昨日9月24日、2日行っております。

地図からいきますと、北側、北東側には、南北に4棟の牛舎、約70mの大きな牛舎が建っています。西側には町道沿いの中央付近に畜舎の事務所、いわゆる詰め所がありまして、その隣に東西にですね、2棟の牛舎が同じく70m、南側には南北に2棟の牛舎、農業用のトラクター等の車庫となっており、飼料用のサイロ、乾燥用のロール牧草が数百個置かれている、農業用施設と牧場が連なっています。

今言ったように全体的に見ますと、牛舎・畜舎・牧場として利用されている状況であります。ご検討方よろしく申し上げます。以上です。

議長

9月10日の現地調査に小山委員が欠席でございましたので、農地部長から補足説明がございましたら、よろしく願いいたします。

農地部長

今事務局及び担当委員の方から説明がありましたように、間違いありま

せん。

現地を見た中で、申請地の××番の約3分の2程度については、既に畜舎等が建設されて、それぞれ現在も使用されております。

今回農地でない旨の証明ということで、非農地証明を出す中において、今さっき小山委員から説明がありましたように、22ページの地図から行きますと、手前のほうの約1反、2反には至らない程度が空地になっており、その中に飼料用のロールやパレット等がちらほらと置かれた状況にありました。

今後申請地につきましては、この一帯を牧場として利用していきたいということでございますので、大型農家として期待される農家でもありますし、牧場として利用されていくものとして考えますので、別に問題はないものと考えます。以上です。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。

(「はい。」の声あり)

議 長 はい、河野委員。

7番委員 農地として残った面積はどの位ありますか。

農地部長 はい、2反歩には至らない程度です。

議 長 ほかに、ございませんか。池亀委員。

3番委員 はい、議長。懇談をお願いします。

議 長 はい、懇談に入ります。

議 長 はい、懇談を解きます。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第3号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第3号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第4号 農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断について、対象地・〇〇字△△××番 外7筆 を議題にします。

事務局 それでは事務局より、議案第4号の説明をお願いいたします。日高主任。資料23ページをお開きください。

議案第4号は、農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断についてです。

次の土地は現地調査の結果、農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しない旨の決定をしたいので、議決を求めるものです。

整理番号1番。台帳所有者が、大阪府堺市〇〇××番地 K。

土地の所在は、南種子町〇〇字△△××番、地目は 田、地積は ●●㎡。外7件7筆の合計で8筆、地積合計は、●●㎡ になります。

この8筆につきましては、利用状況調査の結果から、再生困難な農地と判断し、既に山林化の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であると判断できる土地であります。

9月10日の現地調査において、高田農地部長、月担当委員の 西田 三郎 委員、職員4人で現地確認をしております。

以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第4号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。